

連載 指導現場トラブル防止へ

埼玉弁護士会がアドバイス



〔第13回〕 試合や練習以外の トラブルも要注意

試合中や練習中に相手などに怪我を負わせることのないよう、ラフプレーの禁止などを選手に指導するのはスポーツ指導者として当然のことです。しかし、試合や練習を離れた場面であっても、選手が他人に怪我をさせないように目配せしておくことが必要な場面もあります。今回はこの点が問題となった裁判事例を紹介いたします。

〔記事／弁護士・佐渡島 啓（埼玉総合法律事務所）〕

裁判所の判断

この裁判の中で学校側は、正規の部活動である練習が始まる前の時間帯は、柔道部員の自由行動が認められており、学校及び顧問教諭が部員を指揮監督命令下におくことはできないこと、Aは以前からBからプロレス技をかけられることがあったものの、顧問教諭がこれを見たり、聞いたことはなく、このような危険なことが部員間でおこなわれていたとは知らなかったことなどを主張して、責任を否定しました。

しかし、裁判所はまず、練習時間の前であっても、部室の掃除は顧問教諭の指示によっておこなわれていたことから、これも部活動に含まれるとしました。

その上で、顧問教諭は、掃除の時間中にプロレスごっこが毎日のおこなわれていることは認識していなかったとしても、部員の中にプロレスに興味を持つ者がいること、練習の前後に部員がふざけて格技の技を掛け合うことは見かけたことがあったこと、しかし、部員に対して危険性を指摘したり、厳しくこれを

禁止するなどの措置をとらなかったことなどから、学校側に義務違反を認め、1億4000万円を超える賠償を命じた（横浜地裁平成13年1月16日判決）。

この事例で学校側が反論したように、練習開始前の時間帯まで指導者が選手の行動に注意を払う義務を認めるのは、やや酷のようにも思われます。しかし、試合中や練習中ではなかったとしても、これと関連したことを選手がおこなっている間は、やはり指導者は選手が事故をおこさないよう、十分な注意を払っておく必要があります。

関連する裁判事例をもう一つ簡単に紹介いたします。ある高校の生徒二人が、課外活動のために、やり投げ用の槍を自転車に乗って運搬していました。ところが、このうちの一人が槍から手を離してしまったため、

対向方向を自転車で走っていた人の下顎部に槍先が当たり、下顎部挫傷等の怪我を負わせてしまいました。この件で裁判所は、指導教諭に対し、槍を運搬するにあたっては、槍先にカバーをつけて、自転車ではなく歩行により運搬するよう生徒に指導監督すべき義務があったのにこれを怠ったとして、500万円を超える賠償を命じた（東京地裁平成21年1月22日判決）。

こちらも練習が始まる前の事故ですが、槍の運搬方法について適切な指導を生徒にしていなかった指導者に法的責任が認められました。スポーツの指導者には、グラウンドや体育館で選手に技術指導するだけでなく、練習や試合の前後の時間帯の選手の行動にも気を配り、事故が発生する芽を摘み取ることが求められます。

事案

ある高校の柔道部では、練習が始まる前に部室等の掃除をすることが慣行となっていました。この時間帯に、毎日のように部員同士でプロレスごっこがおこなわれていました。事故が発生した当日も、部員Aが練習の始まる30分ほど前に部室で雑巾がけをしていたところ、部員Bからプロレス技を掛けられ、頭から床に落下し、頸椎損傷による四肢完全麻痺の後遺症が残る大怪我を負ってしまいました。そこで、AはBに対して賠償請求すると共に、学校に対しても安全配慮義務違反を理由に賠償請求をしました。

動かさず、つなげろ。
地域の輪になるスポーツクラブ

**スポーツリスク
マネジメントの実践**

— スポーツ事故の防止と法的責任 —

リスクマネジメントマニュアル図解

公益財団法人
日本スポーツ協会



埼玉弁護士会
Saitama Bar Association